

令和2年塩尻市議会 12月定例会

福祉教育委員会会議録

○日 時 令和2年12月15日(火) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 4号 塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例

議案第 5号 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

議案第 6号 塩尻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 12号 令和2年度塩尻市一般会計補正予算(第7号)中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目国民健康保険総務費、8目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)、4款衛生費(1項保健衛生費中5目環境衛生費、8目霊園費及び2項清掃費を除く)、5款労働費中1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

議案第 14号 令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

陳情 第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

○出席委員

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 委員長 | 赤羽 誠治 君 | 副委員長 | 青柳 充茂 君 |
| 委員 | 丸山 寿子 君 | 委員 | 柴田 博 君 |
| 委員 | 金子 勝寿 君 | 委員 | 西條 富雄 君 |

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 小松 秀典 君 | 議会事務局次長 | 赤津 廣子 君 |
| 議事総務係長 | 佐原 守 君 | | |

○**委員長** 皆さん、おはようございます。定刻より若干早いわけですがけれども、ただいまから12月定例会福祉教育委員会を開会いたします。本日の委員会は委員全員出席しております。

審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○**副市長** 改めまして、おはようございます。委員会をお開きいただきまして、ありがとうございます。御提案申し上げている各議案につきまして、よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。

○**委員長** それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は別紙委員会付託案件表のとおりです。日程については、副委員長から説明いたします。

○**副委員長** 本日は、午前中に議案及び陳情の審査を行い、委員会終了後、協議会を開催いたします。視察等の予定はございません。以上です。

○**委員長** ありがとうございます。

それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますようお願いいたします。また、発言に際しては、必ずマイクを使用してください。

議案第4号 塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第4号塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**スポーツ推進課長** それでは、議案第4号塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例についてとなります。議案関係資料14ページをお願いいたします。

1の提案理由につきましては、塩尻市中央スポーツ公園内のバーベキューコーナーを廃止することに伴い、必要な改正をするものです。

2の概要につきましては、バーベキューコーナーに係る規定を削るものとなります。

15ページの新旧対照表をお願いいたします。別表第4のバーベキューコーナーに係る部分を削るものとなります。

14ページにお戻りいただきまして、4条例の施行等につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。説明につきましては、以上となります。

○**委員長** それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**西條富雄委員** 市内にバーベキューコーナー、このような同様施設はほかにはあるでしょうか、お聞かせください。

○**スポーツ推進課長** 市が設置しているバーベキューコーナーとしましては、有料の施設につきましては中央スポーツ公園、あと、広丘堅石地区に、衛生センターの前にありますかたせ公園。これは地元で管理をお願いして

いるものとなります。また、小坂田公園につきましては、自由広場の奥に、誰もが予約なしで使えるかまど的なバーベキューコーナーがございます。

○西條富雄委員 このような廃止ということで、広丘堅石かたせ公園のバーベキューコーナーも、そのようなことがあるかどうか、区民は心配していますが、その辺はどうでしょうか。

○スポーツ推進課長 直接私どもで管理しているものでございませぬので、はっきりしたことはお答えできない状況でございますが、特に中央スポーツ公園につきましては、近隣住民への影響が大きいということもございまして、廃止を提案するものとなりますが、先ほど申しましたかたせ公園であるとか小坂田公園につきましては、中央スポーツ公園と異なりまして、周辺への影響というものが低い立地条件となりますので、はっきりしたことは分かりませんが、影響は少ないものと推測しております。

○西條富雄委員 そうすると、かたせ公園のバーベキューコーナーも大分老朽化してまいりまして、ガス漏れとかの心配があるのですが、そういう場合には、市に相談すれば乗っていただけられるのでしょうか。

○スポーツ推進課長 私どもで管理しておりませぬので、担当課がどう判断するかということでございますが、いずれにしても、経過からすると、市で設置した施設になりますので、維持管理につきましては市が担当するものと考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○柴田博委員 この問題については、前に議員全員協議会で説明を受けたような気がしますが、廃止した後の施設等の取扱いといいますか、その辺はどうなるのでしょうか。

○スポーツ推進課長 建物というか、あずまや形式になっておりまして、あずまや自体はコンクリート製の擬木を使っておりますので、継続的に使用できると判断しております。コンロの部分をモルタル等で埋めまして、休憩所として有効に活用してまいりたいと考えております。

○柴田博委員 その辺の予算はもうしてあるわけですか。

○スポーツ推進課長 新年度予算で対応したいと考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

それでは、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第4号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第5号 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める
条例の一部を改正する条例

○**委員長** 議案第5号地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。説明を求めます。

○**交流支援課長** 議案第5号地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例についてですが、議案と併せて、関係資料の16ページをお願いいたします。

資料16ページの提案理由としましては、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金につきましては、特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金として市の条例で定めるものですが、その寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の更新をするため、必要な改正を行うものです。

まず、制度の内容としましては、個人の方が市の条例で指定した特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人に寄附をした場合、個人市民税の計算において寄附金税額控除が適用されるもので、市民税の税額が寄附金の額に応じて減税されるものです。例えば、1万円の寄附をした場合、2,000円を超えた8,000円の6%、480円の減税となります。市民の寄附を促し、NPO法人の財政基盤の強化を図るもので、NPO法人等の育成を目的としています。

条例改正の概要としましては、資料17ページから、新旧対照表を御覧になっていただきたいのですが、左側が改正案、右側が現行となっております。現行の右側のところにあります塩尻市税条例第34条の5第1項第4号の期間ですが、現在、平成28年4月1日から令和2年12月31日までとなっておりますが、左側の改正案のとおり、令和3年1月1日から令和7年12月31日までに改正するもので、改めて5年間指定し直すものでございます。

それから、現行の10の法人のうち、上から3番目、特定非営利活動法人ジョイフル、おめぐりいただきまして、18ページ一番上の特定非営利活動法人水と緑の市民ネット、1つ飛んで、特定非営利活動法人ビレッジならかわの3法人につきましては、更新の希望がなかったため、削除させていただくものでございます。そのほか、18ページの上から2つ目の特定非営利活動法人春の小川につきましては、事務所の所在地が塩尻市大門6番町から広丘原新田に移転したものでございます。

なお、条例の施行につきましては、令和3年1月1日からでございます。私からは以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**丸山寿子委員** 確認でお聞きしたいと思いますが、分かる範囲でお聞かせいただきたい。今回、希望を出さなかった3つの団体について、希望を出さなかった理由は、所在地が市内ではないとか、あるかと思うのですけれども、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○**交流支援課長** 3つの全ての法人に確認はしていませんけれども、1か所としましては、総会を開いて、規則を改正して、承認を得てからということで、今回間に合わなかった法人と、それから、アンケートを実施しましたところ、なかなか寄附を依頼しづらいというような意見もございましたので、その辺が関係しているかと思われます。

○**丸山寿子委員** ここで希望をしているところというのは、住所が全部、塩尻市内と捉えればいいわけですか。ジョイフルの場合は、原新田の住所のままだったですか。

○**交流支援課長** ジョイフルについてですか。

○**丸山寿子委員** そうです。

○交流支援課長 ジョイフルにつきましては、特に希望がなかったのものでそのままだったのですが、今までも市内でということだったので載せてありましたけれども、今回、削除になります。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○柴田博委員 指定していただくことを希望するNPOがあった場合に、そこを指定するかどうかというときの判断基準みたいなものは何かあるのでしょうか。

○交流支援課長 指定する条件ということでよろしいですか。

○柴田博委員 はい。

○交流支援課長 まず事業所が市内にあること、それから法人税の申告をしているということ、それから滞納していないということなどが掲げられております。

○柴田博委員 今おっしゃられたことがクリアされていけば、申請があれば、途中からでも指定するということになるわけですか。

○交流支援課長 新たに指定していただきたいというような申し出があった場合には、随時受付しておりますので、その都度申請していただいて、検討させていただきたいと思っております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

それでは、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第5号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第6号 塩尻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第6号塩尻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。説明を求めます。

○長寿課長 それではお願いします。議案関係資料の19ページをお願いします。議案第6号塩尻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例になります。

1 提案理由、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が令和3年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

2 の概要になります。(1) 指定居宅介護支援事業所における管理者について、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由があるときは、介護支援専門員を管理者とすることができるよう改めるもの

ということです。指定居宅介護支援事業所というのは、介護支援専門員、介護のプランを立てるケアマネジャーのいる事業所になります。その管理者が主任介護支援専門員、主任ケアマネジャーといいますが、でなければいけないという法改正が平成30年に行われました。ただ、主任ケアマネジャーの確保がなかなか困難であるということで、やむを得ない場合は、ケアマネジャーを管理者とする取扱いを可能とするものになります。やむを得ない場合というのは保険者の判断になりますが、本人の健康上の問題や、急な退職や転居などが想定されています。令和3年4月1日以降に主任ケアマネジャーを管理者とできなくなった場合は、できなくなった理由と今後の管理者確保のための計画書を保険者に届けた場合に認められるものになります。

概要の(2)ですけれども、管理者の資格要件の特例について、経過措置期間を令和9年3月31日まで延長するものということで、今までは、令和2年度末まで、主任ケアマネジャーでなくてもよいという経過措置になっていたものを、令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が、管理者である居宅介護支援事業所について、その方が管理者である限り、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予するというものです。

条例の新旧対照表、次の20、21ページを御覧ください。第4条の2項の改正案になりますが、ただし書きの部分が加えられています。ただし、主任介護専門員の確保が著しく困難である場合等やむを得ない理由がある場合について、介護支援専門員、主任介護支援専門員を除くを前項に規定する管理者とすることができるとしてあります。

それから附則ですけれども、現行は平成33年3月31日までの間は、第4条第2項の規定に関わらず、介護支援専門員を同条第1項に規定する管理者とすることができるというものを、改正案の第2項で、現行の平成33年3月31日というのを令和9年3月31日とし、3項で2項の内容を規定しています。内容は、先ほど説明したものになります。今までは、令和3年3月31日までは管理者はケアマネジャーでいいというものが、今後は、3月31日に管理者がケアマネジャーの場合は、その方が管理者の間、令和9年3月31日までは主任ケアマネジャーでなくてもいいというものです。理由書や計画書を出さずに認めるというものです。現在、市内で主任ケアマネジャーがいない事業所は、18か所中2か所あります。

ページお戻りいただいて、4条例の施行等ですが、令和3年4月1日から施行するものです。説明は以上になります。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**丸山寿子委員** 確認させてください。理由のところ、健康と急な退職と、もう1つ何かおっしゃったのですが、そのところが聞き取れなくて、お願いします。

○**長寿課長** 健康上の問題や、急な退職や転居などです。転居。

○**丸山寿子委員** 急な、ということは分かりました。

次に、この主任介護支援専門員と介護支援専門員との違いといいますか、主任になるには資格としてどのようなことがあるのか、聞かせてください。

○**長寿課長** 普通のケアマネジャーのお仕事を5年以上やられていて、それから主任ケアマネジャーの研修会を受ければ、主任ケアマネジャーになれるのですけれども、その主任ケアマネジャーの研修を受ける前に専門研修という、また別の研修を受けてなければいけなくて、主任ケアマネジャーになるには結構ハードルが高くて、主

任ケアマネジャーの研修会も70時間という長い時間になりますので、人間的に余裕のあるところでないと、1人ケアマネジャーのところなどは取るのは少し難しいかなという感じは受けます。

○丸山寿子委員 この概要を見ると、説明を聞いて、緊急的という感じはするのですが、それだけでなく、人材不足とか人手不足が今言われているのですけれども、そういうことで常態化していきそうな雰囲気も感じ取ってしまうのですが、そのようなことはないわけでしょうか。

○長寿課長 全国的には、主任ケアマネジャーが管理者しているところは、令和元年で59.1%ということで、まだまだ足りないようなのですけれども、塩尻市に限って言えば、18か所中2か所です。様子を聞いたら、1つのところは、ちょうど5年経過したので今年受ける予定だったけれども、コロナで受けられなくなったというところと、もう1つは、1人きりの事業者なので、どうしようかと考えていたようでした。ほかのところも、お辞めになったりいろいろなことで、もしいなくなった場合も、理由書とかを市に出してもらえば認められますので、何とかなると考えています。

○丸山寿子委員 コロナなどで研修会がということは、今お聞きしたわけですが、いろいろハードルが高い部分もあると思いますので、市としても研修等を運営しながらも、受けに行ってもらえるような働きかけをお願いしたいと思います。要望です。

○柴田博委員 省令をこういう変更をしなくてはならなかった理由というのが分かっていたら教えてください。

○長寿課長 もともと、この主任ケアマネジャーを管理者にという話は、ケアマネジャーの資質向上という国の目的があったと思うのですけれども、結局、主任ケアマネジャーを管理者にできないということが結構多かったため、こういう改正になったと思います。その元には、やはり人材不足とかそういう状況があった話と理解はしています。

○柴田博委員 結局、実情に合わせて省令を変えたということなのですか。

○長寿課長 そう理解しています。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

それでは、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第6号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第12号令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）に入る前に、議案の訂正がありますので、担当課の説明を求めます。

○総務人事課長 大変申し訳ございませんが、補正予算の冒頭、少々お時間を頂きまして、令和2年塩尻市12月定例会の議案に併せて提出をいたしました予算に関する説明書の一部に誤りがございましたので、説明をさせ

ていただくと共に、訂正をお願いするものでございます。事前にお配りしてある資料を御覧いただきたいと思っております。

まず、令和2年12月14日付2総第126号の訂正資料になります。かがみ文をおめくりいただきまして、正誤表で説明をさせていただきますので、議案第12号令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）の54、55ページ、給与費明細書を併せて御覧ください。

まず、2一般職（1）総括の上段の表になります。共済費の部分でございますけれども、修正後のところでございます。6億4,979万9,000円という部分でございますが、こちらを6億5,339万7,000円。すぐ上、右側の合計欄になりますけれども、39億3,538万6,000円を39億3,898万4,000円に訂正。同じく、共済費の修正前でございますけれども、6億1,896万4,000円のところを6億2,256万2,000円。その右隣の合計欄でございますけれども、39億3,581万6,000円を39億3,941万4,000円。同じく、下段の表でございます時間内勤務手当の部分になります。修正前の箇所でございます。1億1,780万4,000円を1億1,800万4,000円。それから、すぐ下の比較欄、3,313万円を3,293万円に訂正をお願いいたします。

次に55ページにまいりまして、3会計年度任用職員、上段の表、職員数の補正後でございます。こちら866人を899人に訂正をお願いいたします。

また、修正後の給与費明細書もおつけをしてございますので、差し替えをお願いするものでございます。

なお、今回の訂正につきましては、提出した給与費の内訳のみの誤りでございまして、議案の補正額全体についての修正はございませんので、よろしく願いをいたします。

次に正誤表、その下になります。2令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の修正になります。こちらの13ページの給与費明細書になります。こちらの1特別職の表になりますが、修正前、修正後の欄にそれぞれ金額等が入ってございますけれども、今回、該当する補正はこちらはございません。ですので、補正前に入っている数字が全て誤りでございまして、補正後と同じ数字がそのまま補正前の欄にも入りますので、訂正をお願いいたします。

こちら修正後の給与費明細書をおつけしてございますので、差し替えをお願いいたします。

なお、こちらの訂正につきましても、提出した給与費の内訳のみの誤りでございまして、議案の補正額についての修正はございませんので、よろしく願いをいたします。

次に、こちらに関連しまして、前回、令和2年塩尻市議会9月定例会で議決をいただいている議案の予算に関する説明書の一部に誤りがございましたので、併せて訂正をお願いするものでございます。もう1部お配りしております資料の令和2年12月14日付2総第127号を御覧ください。かがみ文をおめくりいただきまして、右上に、令和2年塩尻市議会9月定例会議案第20号令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）令和2年12月14日訂正版と明記してある資料でございます。

2の一般職（1）総括の表上段になりますけれども、給与費の職員手当、計、合計欄、下段の時間外勤務手当の欄、それぞれ朱書きでお示しをさせていただきますとおり、訂正をお願いいたします。こちらにつきましては、先ほど訂正をさせていただいた職員手当の時間外勤務手当に関連して、整合を取る中で訂正させていただくものでございまして、9月議会で議決いただいた補正額の訂正はございませんので、よろしく願いをいたします。訂正に関する説明につきましては以上でございます。

○委員長 それでは、このことに関して何か質問があれば、よろしいでしょうか。

議案第12号 令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費7目国民健康保険総務費、8目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く）、4款衛生費（1項保健衛生費中5目環境衛生費、8目霊園費及び2項清掃費を除く）、5款労働費中1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

○委員長 それでは、議案第12号令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）中、当委員会に付託された部分についてを議題といたします。説明を求めます。

○交流支援課長 それでは、議案第12号令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）をお願いいたします。議案の22、23ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費14目市民交流センター費でございます。こちらは全て人件費関係の補正となっております。人件費につきましては、本年度中の人事異動に伴う内容を加味いたしまして、年度末までを見通した上で、職員給与費等の人件費の補正をお願いするものでございます。

なお、市民交流センター費以降の歳出補正予算全体を通しまして、人件費につきましては多くの科目で補正をお願いしてございますが、補正理由が職員給与費、会計年度任用職員報酬等、各科目とも共通しておりますので、以降特殊なものを除きまして、各課からの人件費関係の説明は、省略させていただきたいと思っておりますので、御了解をお願いいたします。私からは以上です。

○福祉課長 それでは続きまして、26、27ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、説明欄の上から3つ目の白丸、民生委員等活動推進費の民生委員活動費等交付金19万2,000円につきましては、令和2年度から民生委員、児童委員活動費の地方交付税単位費用算定基礎の単価が増加となったことと合わせ、県の交付金が増額となることから、市の交付金も合わせて増額するものでございます。1人当たり5万9,000円から6万200円、1,200円の増額の160人分となっております。なお、この交付金に係ります費用は、県より10分の10の受託金となっております。

次に補正予算ではございませんけれども、この場をお借りしまして1件御報告させていただきます。今回、国より、ひとり親世帯の臨時特別給付の再支給をすることになりました。このことは、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に、特に大きな困難が生じていることを踏まえ、国の補正予算第二号に基づき、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を現在も実施しているところでございます。ひとり親家庭は、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、もともと経済的基盤が弱く、厳しい状況にある中で、その生活実態が依然として困難な状況であることを踏まえまして、再度、同様の基本給付の再支給を実施するものでございます。

なお、財源につきましては、全額国庫補助金の活用を含む実施となります。対象の方は、前回臨時特別給付金を受けられた方のうち、基本給付の支給を受けた方を対象に、申請不要での給付となります。なお、現時点で前回の国の二次補正分の申請を行っていない方につきましても、今回の再支給に合わせて申請することによりまして、該当者には支給するものであります。支給額は1世帯5万円、第二子以降1人につき3万円を上乗せとなっており、前回と同額となっております。本市は12月11日までの該当世帯数、支給額は476世帯3,112万円とな

っております。今回の支給額につきましては、前回の補正額内での対応が可能でありまして、年内の12月28日の支給をめどに準備を進めておりますので、御報告させていただきます。私からは以上です。

○**長寿課長** それでは、同じページの一番下になります、5目介護保険事務費です。説明欄2つ目の白丸、介護保険事業特別会計繰出金になります。一般会計から介護保険事業特別会計への繰出金になります。382万3,000円の増額になりますが、詳しくは介護保険事業特別会計のところで御説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○**健康づくり課長** それではページ進めていただきまして、32、33ページをお願いいたします。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費になります。説明欄2つ目の白丸、未熟児養育医療給付事業、未熟児養育医療給付金388万5,000円につきましては、給付件数が前年度に比べ増加していることに伴いまして、今後の見込みも含め、388万5,000円を増額するものでございます。なお、給付金額から自己負担額を控除した額の2分の1を国が、4分の1を県が負担することになっております。

次に、2目予防費になります。説明欄2つ目の白丸、感染症予防等対策費、新型コロナウイルス感染症検査委託料67万5,000円につきましては、65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者が、PCR検査または抗原定量検査を希望した場合に、その検査費用の一部、PCR検査につきましては1回当たり2万円、抗原定量検査につきましては1回当たり7,500円を補助するものでございまして、PCR検査を30件、抗原定量検査を10件見込んでいるところでございます。なお、この事業につきましては、国の令和2年度新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査、助成事業を取り入れておりますので、国の補助率は2分の1となっております。私からの説明は以上です。

○**教育総務課長** それではページ飛ばしまして、46、47ページをお願いいたします。10款教育費2項小学校費1目学校管理費、説明欄一番下の白丸、小学校トイレ改修事業7,300万円余につきましては、老朽化した桔梗小学校のトイレを改修し、便器の洋式化や照明のLED化などを行い、施設の長寿命化を図ると共に、教育環境の改善を図るものでございます。本年度国庫補助の採択を受けたことから、増額補正分をお願いするもので、予算を繰り越して、令和3年度に工事を実施する予定でございまして、財源につきましては、学校施設環境改善交付金2,460万円余、学校教育施設等整備事業債3,630万円、一般財源として1,217万7,000円を見込んでおります。

続きまして、予算書48、49ページをお願いいたします。3項中学校費1目学校管理費、説明欄白丸、中学校補助交付金、黒ボツ、学校修学旅行取消料等支援事業補助金につきましては410万2,000円を見込んでおりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となりました、義務教育最終学年である中学3年生の修学旅行費のキャンセル料等について、保護者負担の軽減を目的とした助成を行うため、増額補正するものでございます。対象生徒につきましては、塩尻市立中学校及び塩尻市在住の生徒585人で、修学旅行中止に伴い発生するキャンセル料や企画料などを助成するものでございます。中学校の修学旅行につきましては、当初4月に2泊3日で京都、奈良を予定しておりましたが、延期した秋でも実施がかなわず、中止となっております。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることとしております。説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○柴田博委員 47 ページの一番下の、小学校のトイレの改修の関係ですけれど、トイレの改修を改めてやる場合には、洋式の比率というのはどのように決めているのですか。

○教育総務課長 トイレの改修に当たりましては、できる限り洋式化を目指していく予定なのですが、学校と相談する中で、社会勉強を兼ねたりですとか、あるいは洋式の、座ったときに触るのを嫌がるお子さんもいたりというのがありますので、1か所2か所くらいは和式を残しながら、全てを洋式化とはなかなか至らないというところであります。

○柴田博委員 それは学校ごとに違うということではなくて、大体同じ割合で少し和式を残す程度で、あとは洋式にしているということですか。

○教育総務課長 そうです。こちらとして和式を残すようにということは考えてはいないのですが、学校現場と相談する中では、どうしても1か所2か所程度は残してもらいたいという形になりますので、ほとんどの学校でそんな状況になってきております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○丸山寿子委員 49 ページの、中学校補助交付金の修学旅行の関係です。受験もあるので、いろいろ小学校のように自由にというわけにはいかないところはあるかと思うのですが、食事のマナーなどを小学校は実施したということをお聞きしました。中学校は全くそういうこともなくて、とにかく全てない状態なのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○教育総務課長 中学校は両小野中学校含めて6校全てが修学旅行中止となっております。その中で生徒の発案によって、学校に自分たちで泊まって活動したり、あるいは食事マナーを松本市へ行って体験したり、そういうことをやっている学校もございます。全ての学校がそういったことをやっているかというところでもなくて、全くできないところもございます。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○西條富雄委員 33 ページの未熟児養育医療給付事業、未熟児養育医療給付金で増加分という御説明ありましたが、本議会の答弁で、来年度入園予定の中で、未熟児が45人希望したけれど30人分しかありませんという、その15人分のことなのか、詳しくは分からなかったものですからお聞きしますけれども、そのことでよろしいでしょうか。

○健康づくり課長 全体的に平成31年度以降、給付額が増加をしております、予算のときの減額に加えて、実施給付件数が増えている状況の中での補正になっております。

○委員長 よろしいですか。

○丸山寿子委員 今の関連でお聞きします。医療の進歩ということもあって、かつてだったら出産できなかった部分で助けられる命というのがあるとは思いますが。逆に言うと、子供ができにくくて支援を受けている人ももちろんいるわけですが、そういう未熟児等が増えている傾向というのはあるのかなのか、分かれば教えてください。

○健康づくり課長 給付件数が増えているので、対象者がここ数年は増えているという現状になっております。未熟児養育医療の場合、出生体重が2,000グラム以下、あるいは運動機能や呼吸器の弱さについても未熟児養育

医療の対象となつてまいりますので、単に小さい子が多いということではなくて、呼吸器等チアノーゼ等の発作を繰り返すもの等も含まれておりますので、未熟児が多いというわけではないと考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○西條富雄委員 1つだけ。先ほどひとり親の話が出たのですけれど、市民から泣いて訴えてきたことがありまして、これは要望です。ひとり親家庭は確かに家計にはかなり厳しいことがあるのですけれども、ある区長が、ある区のところでは三九郎をやるに当たって、今年三九郎をやるので、繭玉を作ってみんなに渡したいと。その中で、言葉に気をつけるよう区長会か何かで言ってもらいたいのですが、区長から、ひとり親、母子家庭は貧乏だから繭玉を作ってやるのだと説明を受けたそうです。その役員の中にひとり親のお母さんがいらっちゃって、西條委員、実は、2日前に私のところに、こういう人に区長をやらせてはいけないと泣いて訴えてきました。その辺、区長もお言葉を気をつけていただくように、どこかでレクチャーしてください。要望です。以上です。

○委員長 答弁はいいですか。

○西條富雄委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

それでは、質疑を終了します。

これより、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第12号中、当委員会に付託された部分については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第12号中、当委員会に付託された部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第14号 令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○委員長 議案第14号令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。説明を求めます。

○長寿課長 それではお願いします。資料の1ページになりますが、議案第14号令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明します。

第1条になりますが、歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,352万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ58億727万4,000円とするものです。

それでは、まず歳出からお願いします。資料の9、10ページをお願いします。一般会計と同様に、人事異動に伴う人件費の補正については省略させていただきます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、説明欄白丸、介護保険事務諸経費の 3 つ目の黒ポツ、介護保険システム改修委託料ですが、来年度の制度改正に伴うもので、282 万 1,000 円になります。

続いて、3 款地域支援事業費 1 項介護予防・日常生活支援総合事業費 1 目介護予防・日常生活支援サービス事業費です。説明欄白丸、介護予防・日常生活支援サービス事業ですが、一般介護予防事業で行っていた運動器機能向上継続事業がコロナの影響により、8 月末で中止しました。その影響で、通っていた方たちが総合事業に移行された方がいまして、それで通所型サービス事業が増加しており、1,374 万円の増額補正となっています。訪問型サービスも予想より増加が見られ、390 万円の増額になっています。

その下の白丸、介護予防ケアマネジメント事業ですが、総合事業を受ける方のプラン作成のためのマネジメント料です。総合事業の対象者が増えましたので、それに伴い増額補正となり 166 万 2,000 円になります。

続きまして、11、12 ページをお願いします。4 款諸支出金 1 項還付金及び償還金 1 目第 1 号被保険者保険料還付金、説明欄黒ポツ、保険料過年度還付金です。過年度更生が例年より増加したことと、新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免が過年度まで遡及しているため、60 万円の増額補正になります。

5 款介護サービス事業費 1 項介護予防支援事業費 1 目介護予防支援事業費、説明欄黒ポツ、介護予防プラン作成委託料ですが、先ほどの継続事業から要支援の認定を受けてサービスを使う方もおり、要支援のプラン作成料の委託料も 79 万 7,000 円の増額としました。

次に歳入ですが、7、8 ページをお願いします。3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 5 目介護保険システム整備費補助金、説明欄黒ポツ、介護保険システム整備費補助金 141 万円ですが、先ほどの制度改正に伴うシステム改修の、国からの 2 分の 1 の補助になります。

6 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目地域支援事業総合事業繰入金、説明欄黒ポツ、介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 241 万 2,000 円ですが、先ほどの総合事業の支出に伴う市からの法定割合の繰入金になります。

その下、5 目その他一般会計繰入金ですが、制度改正に伴うシステム改修の残りの 2 分の 1 を市から繰入金で賄うもので 141 万 1,000 円となります。

2 項基金繰入金 1 目基金繰入金、説明欄黒ポツ、介護保険支払準備基金繰入金ですが、1,749 万円の増額となります。主として、総合事業の増額分に充てております。本来ですと、総合事業について先ほど説明した、市からの総合事業繰入金以外にも、国、県、支払基金等から法定割合の負担がありますが、今回は基金からの繰入れとし、3 月補正で調整する予定です。

9 款サービス収入 1 項介護予防給付費収入 1 目介護予防居宅サービス収入、説明欄黒ポツ、介護予防サービス計画費収入になります。要支援の方のプラン作成料の収入分になります。説明は以上になります。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。よろしいですか。

それでは質疑を終了します。

これより、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 14 号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第14号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。
暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時00分

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。

陳情令和2年12月第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

○委員長 当委員会に回付された陳情は1件であります。令和2年12月第1号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情について審査をいたします。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、本日は議会基本条例第7条4項に基づき、陳情者に出席をしていただいております。陳情についての説明を求めます。

○陳情説明員 本日は意見陳述の機会を与えていただきましてありがとうございます。私は長野県医療労働組合連合会の書記次長をしております川畑と申します。私は病院勤めでして、塩尻市の病院に勤務したこともあります。今は労働組合の専従をしております。

これから本格的な冬を迎える前に、新型コロナウイルスの感染拡大はとどまることを知りません。県内でも経済活動や私たちの日常生活に深刻な影響を与えております。医療・介護の現場では、感染症病床や集中治療室の不足による医療崩壊の危機や、それを担う公立・公的病院の重要性、そして、そこで働く労働者の不足の問題、また保健所の体制や不足の問題、これらが明らかになってきております。塩尻市議会におかれましても、その点、御理解、御賛同をいただき、意見書を国に挙げていただくことをお願い申し上げたいと思います。

項目1について説明させていただきます。新型コロナウイルスの感染拡大防止には、財源、財政支援が必要になります。お手元に資料を配らせていただいたのですが、私たち長野県医労連がこの10月に県内の医療・介護事業所に実施した新型コロナウイルスによる影響についてのアンケートです。経営への影響や感染対応への衛生資材の不足、また、それらの価格の高騰が、余裕のない現場からの声が集まっております。介護事業の経営悪化の影響は、コロナ禍以前から介護報酬の度重なる引下げによってもたらされたものもありますけれども、ここに来て深刻な状況にもなっております。十分な財政支援が必要だと思っております。

項目2については、コロナ禍で、改めて公立・公的病院の重要性が確認されております。指定感染症病床の9割を公立・公的病院が担っています。2019年9月に厚生労働省が再編統合の議論が必要と、いわゆる名指しをした全国424か所の病院、その後、440余病院になりましたけれども、長野県内でも15病院が指定され、私たちは地域医療と公立・公的病院を守る長野県連絡会を結成しまして、うち、指定された13病院と懇談を繰り返してきました。地域医療の現状を見ない名指しに対して、院長先生方は戸惑いや、また、批判の声を上げておられました。詳細は4の論文を見ていただければと思います。

項目3については、私たちがかねがね主張してきました医療・介護従事者の増員の問題です。コロナ禍以前から恒常的な人手不足で、現場を何とか支えているのが現状です。アンケートの中でも、そもそも人員が不足していると回答をする施設が半数以上ありましたので、ぜひ御理解をお願いします。

項目4については、保健所の体制も逼迫している状況です。11月18日付の信濃毎日新聞でも、保健所の職員から未経験の業務量だということで、生々しい声が伝えられているところです。ぜひ、公衆衛生行政の拡充もこの際必要ではないかと思っております。

項目5については、それらの拡充や充実をさせていただきますと、社会保障財源がおのずと増えるわけですが、資料1の左下の図にありますとおり、ヨーロッパ諸国と比べますと、日本は被保険者本人負担が大きくなっており、本人負担を増やすというのは難しい状況であると、私は思っています。一方、事業主負担や公費負担が少ないわけで、そこら辺の拡充は必要ではないかと思っております。国民負担の軽減を求めたいと思いません。以上、説明になりますが、御審議をよろしくをお願いします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、委員より質問、御意見はありますか。

○柴田博委員 今説明があった中で、資料という話でしたけれども、手元に資料が来ていないのだけれども、事務局にあるのか。

○委員長 それでは、資料が届くまで暫時休憩とします。

[資料配付のため休憩]

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

川畑さんには事前に資料を頂いておいて、配付がなくて、大変失礼をいたしました。それでは、資料については、後ほど皆さんのお手元に配付いたしますけれども、ただいまの説明をお聞きして、それぞれ委員の皆さんより質問、御意見があればお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 質問はないですか。それでは、扱いをどうするかということで。

○金子勝寿委員 内容に特に反対する意見はないと思いますので、採択でいいと思います。

○委員長 ただいま採択という意見が出ておりますが、そのほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま採択という意見が出されました。令和2年12月第1号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情につきましては、採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、令和2年12月第1号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情については、全員一致をもちまして採択することに決しました。

この陳情は意見書の提出を求めるものでありますので、引き続き、意見書の提出について審議をいたします。意見書の案文が提出されていますので、事務局から配付をお願いします。

[資料配付]

○委員長 意見書につきましては、陳情書にあります内容と同一の形でありますので、朗読は省略をさせていただきます。これにつきまして、委員より御質問、御意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** よろしいですか。それでは、内容的には異議がないということで、意見書の条項、字句、数字、その他整理を要するもの等については、正副委員長に一任願いたいですが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきまして審査を終了といたします。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に一任を願いたいですが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。行政側より何かあればお願いします。

閉会中の継続審査の申し出

○**健康福祉事業部長** 継続審査のお願いをいたします。本委員会所管となります健康福祉、教育行政につきましては、各部課等、それぞれ重要案件、懸案事項を抱えておりますので、議会閉会中も継続して審査をくださいますようよろしくお願いいたします。以上です。

○**委員長** ただいま継続審査の申し出がありましたが、これにつきまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○**副市長** 御審査をいただき、原案どおり御承認をいただきました。大変ありがとうございました。

○**委員長** ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、12月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時13分 閉会

令和2年12月15日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 赤羽 誠治 印